

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙 「みらい」
NO. 3748
17年4月21日(金)
・Fax 095-828-1953

共謀罪は阻止

おはようございます。

安倍内閣がテロ等準備罪と看板を塗り替えた「共謀罪」が国会で審議入りした。この法案は過去二度も廃案になったもので、国民の基本的権利を侵害し、弾圧する悪法である。私たちは全力で成立を阻止する決意である。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

三〇年に起きた大逆事件は有名である。一口でいうと明治天皇の暗殺を企てた(未遂)として、新聞記者の幸徳秋水など二六名が逮捕され、十二名が死刑になった事件である。

ときの刑法は「皇室に危害を加えたり、加えようとする」と死刑となっていた。未遂や謀議も弾圧されたのだ。大逆事件は逮捕から一月間の一審のみの非公開裁判で、一人の証人も採用せず結審し、うち二人に死刑が決まり、判決後一週間で処刑された。暗黒裁判の歴史である。

戦後まで国民はこの事件の真実を知らされなかったが、その後の研究で、当時の政府が社会主義者や自由思想を根絶するために仕組んだ国家犯罪であったことが明らかになっている(大逆事件「田中伸尚(岩波書店)」。



現行刑法は第七三条から七六条までは削除されているが、カッコ内には「皇室に対する罪の規定」とある。天皇制に反対だと謀議するだけでも死刑とされた時代のなごりだ。

なかでも一九二一(明治四

犯したるものにこれを適用する」とある。刑罰は罪を犯すことが大前提であり、心の中で考えるだけでは罪にはならない。しかし共謀罪は謀議するだけで罪に問え、罰する法律なのである。

そして現代。戦後の刑法学の第一人者である団藤重光(東大の法学部長で最高裁判事)は「刑法綱要」(創文社)の中で、



古代・ローマの言葉として考へ深い人はだれでも罪が犯されたから罰するのではなく、犯されないために罰する。ここに絶対主義を見ることができると書く。

まさに共謀罪こそ国の安全を守るために、新たに共謀行為を罪として作り、刑罰を加えようとする安倍内閣の全体主義の本質を表すものである。団藤は「刑法学はつねに人間のものを、また社会的なものに根をおろし、そこに生命の泉を求めなければならぬ」と、人の存在を最優先にあるべく法の精神を説く。

その現行刑法の第一条には「本法は何人を問わず、罪を

ることが危惧されている。政府は、労組は対象とならない」といつているが、戦前の治安維持法でも同じことがいわれたが、実際は弾圧されたのだ。騙されてはならない。

憲法二八条で保障されている労働三権も、公共性の名のもとに事実上奪われていることをみればいい。いまでも国は労組の争議に損害賠償を訴えることがある。

かつて七〇年代、

国労のストに、違法ストなのだから国鉄の損害二〇〇億円を支払え」とされたことがあった。憲法で保障されたスト権を公労法で違法として認めず、裁判所もそれを追認したからだ。



今はストライキには刑法三五条の「正当行為」が適用され、不当な弾圧はないが、例えば最高裁判は、政治目的のストにはこれを適用せず、不当行為として認めている。(全農林事件や三菱造船所事件)。私たちのストもいつなとき「政治的なもの」とされ、弾圧されないとは限らない。

先の団藤は「刑罰規定の適正」で、「刑罰が基本的人權を制限する場合は特に注意が必要である」と述べている。戦前の治安警察法一七条によるスト禁止法や治安維持法が、労組と民主主義を解体したことから教訓だろう。現代の共謀罪が労組に「公共性の侵害」や「過激派」のレッテルを張り、テロの仲間だと攻撃しないとは限らない。

共産党はかつて天皇が出席する国会の開会式に欠席していたが、いまは参加しているし、この四月からは新聞「赤旗」には年号が記載され始めた。一部には現代の治安維持法的な国の動きを警戒するからだとの見方もあるが、時代は劇的に変わることもある。

日本の政党は合法的としてあるが、戦前のように国家転覆・共謀の罪を着せて弾圧する可能性が皆無とはいえない。戦前から戦後、国はほぼ二〇年おきにレッドパージをかけた。基本的人權が保障されている法治国家でありながらも、思想を理由に排除・弾圧をしてきた国家権力だ。新共謀罪の強行は、その糸口かもしれないからだ。つぶそう共謀罪。